

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
18	<p>II. 総論 3. 個別の監査結果を踏まえた全体的外観と意見 ・職員の意識改革について (課題についての認識) 補助金等は、公共性の高い事務又は事業について、地方自治体の施策実施の一端を担うものとして事業者に交付されるものであり、交付すること自体が自治体の目的となつてはならない。しかしながら、各所管課へのヒアリングやアンケートの結果によると、「補助金等の交付がなくなれば、交付先の活動や運営に支障が出る」という旨の回答が複数あった。 繰り返しになるが、このような回答は補助金等を交付すること自体を目的としている意識を示すものと受け止められ、また、交付先が外郭団体で補助金等への依存度が高い場合には、団体の自主事業の創設による自立を阻害するリスクがある。これでは、補助金等の交付目的が本末転倒となっており、真の行財政改革への道は未だ程遠いと感じるところである。 (改善に向けた提言) 補助金等執行事務が適切に遂行されるようなプロセスを構築することはもちろんであるが、市職員一人一人が、危機的な財政状況を認識し、自らが財政規律の強化を図る一員として行動すべきことを十分に自覚しつつ、補助金等事務の執行に従事する必要がある。</p>	財政課	措置済	補助金等は、公共性の高い事務について、地方自治体の施策実施のために交付されるものであるという目的意識を再認識するよう全庁に通知しました。	令和3年4月1日現在
19	<p>II. 総論 3. 個別の監査結果を踏まえた全体的外観と意見 ・市民の理解について (課題についての認識) 日本を代表する文化都市であり、文化・芸術等の伝承が生活に根ざしていることから、各種文化振興に関する催しやイベントに対して、市が財政的な援助をすることは理解できる。また、これからの生産年齢人口の減少、高齢化の進展及びインフラ資産の更新期到来等により財政負担の増大が予想される状況においては、人が地域に定着し協働により発展していくよう、各種団体の活動や地域振興イベント等に財政的な援助をすることも理解できる。 しかし、このような支援は、もともと効果測定指標を設定することが難しいものであり、市民の余暇の過ごし方に関する一面もある。そのため、現在の補助等の範囲については、厳格に見直すべきものと考えている。今回の監査において個別具体的に補助金等を見ていく中で明らかになった課題を俯瞰すると、上記のイベント等に交付される複数の補助金等の目的が同一または類似し、それぞれの補助金等の用途により果たすべき役割分担が明確となっていないものが数多くある。 (改善に向けた提言) 公金の活用は、現在の危機的な財政状況と補助等の効果を比較考量することにより慎重に判断されるべきものである。そのため、危機的な財政状況にある市が、補助金等を見直す必要があることについて市民に今以上の理解を求めるとともに、財政の健全化のためには官民協働による補助金等の見直しを不断に進めていく必要があると考える。</p>	財政課	措置済	令和元年に「奈良市文化振興補助金交付要綱」を制定し、市民団体等が自主的に実施する文化活動や、奈良の魅力を多方面に発信する文化事業などに交付している補助金を公募化するなど、補助金の交付団体の選定について、見直しを図りました。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
22	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>1. 行政経営課</p> <p>(1) 奈良市総合財団運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金額の決定について <p>決算書の概要のとおり、総合財団は3期連続して利益を計上しており、平成27年度は法人税23,524千円を計上しながらも、利益（当期一般正味財産増減額）が68,329千円となっている。財政課の説明によると、自主自立を促すため指定管理料の支払いを平成27年度から収支の実績により精算するのではなく、予め決めた額（非精算）としたことから、コスト削減のインセンティブが働き、利益が大きく出たとのことである。</p> <p>現状、指定管理料収入のうち非公募の金額割合は88%程度あり、このように市からの実質的支援を継続して受けている状態で、多額の法人税を納めてまで団体運営にかかる経費を対象とする補助金を総合財団に交付することは、経営の自立という目的を超えた補助であると考えられる。</p> <p>指定管理事業の公募に関しても、補助金により事務費部分のすべてを市が負担するという現状からすれば、指定管理業務に掛かる直接的なコストのみを見込んで応募することが可能である。公募としながらも他の民間事業者との比較においては、不公正な状況と言わざるを得ない。</p> <p>市の財政負担の軽減及び総合財団の自立を促すためにも、事務費部分を全額補助するのではなく、一定限度を設けた交付方式を採用すべきである。</p>	財政課	措置済	令和元年度から当該補助金については、平成30年度の積算単価をベースとした定額補助に移行しました。	令和3年4月1日現在
27	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>3. 交通政策課</p> <p>(1) 違法駐車等防止活動補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果測定指標について <p>本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、違法駐車の数などがどれほど削減された等までは報告されておらず、活動の実施がどれほど違法駐車削減に寄与したかが明らかとなっていない。</p> <p>公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。違法駐車削減台数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	危機管理課	措置しない (見解の相違)	令和元年度から、活動報告書に啓発活動時の違法駐車啓発台数及び対象車両のナンバープレートの記載を各分会に依頼し、提出を受けることで各分会ごとの活動内容を把握しています。違法駐車削減台数等に関する効果測定指標を設定することについては、違法駐車台数の統計は公表されておらず、また違法駐車台数の摘発は主に駅前等の特定地域に限定されていることから、違法駐車台数を指標として設定することは不相当であります。交通指導員の活動の意義は、警察の違法駐車取り締まりが及ばない地域について、住民の声を反映する形での地域に根差した違法駐車・迷惑駐車等の啓発活動を行うことにあります。この様な性質上、交通指導員の活動は効果測定指標を定めることが適さないため、監査の意見につきましては、見解の相違として処置しないものとします。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
29	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課</p> <p>(1)月ヶ瀬ふるさと振興会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金使途の透明性の確保について <p>振興会にて地域の特産品が商品として販売されているが、販売する商品の仕入先である地元住民には理事長及び理事が含まれる。理事長及び理事が自己の生産物を自己が運営する団体に有利な条件で販売するような場合は、振興会と理事の利益が相反する関係となり、補助金の使途の透明性が図れない。</p> <p>振興会は、組織内部の者と取引するにあたっては、利益相反となりうる関係とならないかに留意し、補助金活用に関する説明責任を果たすため、取引を正当とした判断過程を記録にて残す必要がある。</p> <p>また、地域振興課は、補助金の使途が特定の者の利益のためとなっていないかを確認する必要がある。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	<p>この補助金の使途は、梅を使った梅ジャムや梅チョコの加工販売、新規特産物の開発費用に支出し、地域活性化、産業の育成振興及び地域経済の向上の一助となっており、また、理事長及び理事が月ヶ瀬ふるさと振興会に対し商品の販売、商品の仕入等一切行っていないことを納品書等と役員名簿と対比及び事務職員に聞き取り等行い内部取引がないことを確認しました。</p>	平成29年9月30日現在
29	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課</p> <p>(1)月ヶ瀬ふるさと振興会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果測定指標について <p>当該補助金に関して、具体的な効果測定指標が設けられていない。</p> <p>過去実績に基づいた販売目標個数や新規商品の開発目標等を効果測定指標として設定し、次年度以降の対処方針の策定や補助金額の決定の基礎とすることを検討すべきである。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	<p>令和元年度から販売目標個数や新規商品の開発目標等を効果測定指標に設定しました。</p>	令和元年9月1日現在
31	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課</p> <p>(2)まちづくり振興事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果測定指標について <p>本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、イベントへの参加人数やまちづくりを行うことによる地域外からの転入者がどれほど増えたのかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど本市の地域振興に寄与したかが明らかとなっていない。</p> <p>公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。イベントへの参加人数や地域外からの転入者数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	<p>効果測定指標にあつては、特に早春マラソンの参加者数を指標としており、また、大会終了後参加者にアンケートを実施し今後の方向性を検討しております。今後アンケート調査内容に、満足度、移住等についての項目を追加し分析していきます。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
34	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>5. 都祁行政センター地域振興課</p> <p>(1) 都祁まちづくり協議会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定指標について <p>都祁まちづくり協議会補助金は、都祁地域におけるまちづくりについて協議を行うほか、地域の振興等を図ることを目的とした補助金である。当補助金の大半が都祁高原マラソン大会運営の委託に使われ、マラソン大会の実施を通して、都祁地域を知ってもらい、地域振興に繋げることを期待しているが、その効果測定指標は設けていない。</p> <p>公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。マラソン大会参加者に対し、大会参加への満足度、都祁地域に対する意見等のアンケートを実施することで、補助金の効果を測るべきである。また、マラソン大会が地元住民にとっての一大イベントとなっており、大会運営に直接間接に関わることで一体感と郷土愛が醸成される効果も大きいと思われることからすれば、大会運営や沿道応援に関わった住民数を把握するのみならず、それら地元住民にもアンケートを実施して参加意識や満足度等についても、補助金の効果として測ることを検討されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>マラソン参加者の満足度については、大会HPに参加者評価を行うシステムとなっていて評価は点数で公表しています。リピーターも多く地域の認知度も広まっており、地域振興に貢献している唯一の大会です。</p> <p>大会運営に関わったボランティアについては、大会終了後の主任者アンケートにより参加者の動向や運営の方法について主催者側の調査を行っています。今年からは、地元中学校の協力により全校生徒がボランティア等に関わることで参加者も増え地域振興に貢献しています。</p>	平成29年9月30日現在
39	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>6. 文化振興課</p> <p>(1) 文化振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金等の役割の明確化について <p>文化振興のために補助金等が交付されているが、補助金の目的及び交付先の行っている事業が類似している部分もあり、個々の事業の役割が明確となっていない部分があると考えます。</p> <p>類似の活動を行う複数の団体に同じ目的で補助金を交付することは、際限なく負担が必要となる可能性がある。</p> <p>財政状況が厳しい市においては、個々の補助金等の抛出の目的・範囲を明確とし、重複がないよう補助金のあり方を見直すことを検討されたい。</p>	文化振興課	措置済	<p>令和元年度に奈良市文化振興補助金交付要綱を策定しました。その中で補助金交付の対象となる事業や限度額を明記し、要綱にのっとり補助金の交付を決定するようにしました。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
40	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>6. 文化振興課</p> <p>(1) 文化振興事業</p> <p>・効果測定指標について いずれの補助金等も、具体的な効果測定指標が設けられていない。 市民の各種のイベントへの参加を促し、文化的な向上を図る事業に対する補助である以上、目標の参加人数等を効果測定指標として設定し、次年度以降の対処方針の策定や補助金額の決定の基礎とすることを検討すべきである。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度に奈良市文化振興補助金交付要綱を策定しました。その中で効果測定等に係る指標を設定し、次年度以降の検証基礎としています。	令和元年9月1日現在
43	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>7. スポーツ振興課</p> <p>(1) 奈良マラソン開催負担金</p> <p>・負担金の見直しについて 平成23年度から2,500万円の負担金の拠出を継続しており、負担金額の見直しは行われていない。本大会は、毎回定員を超えるエントリー数があり、認知度は高まっている。 自治体として職員の実行委員会への派遣や消防局による救護支援等のような資金以外の支援を行っていることからすれば、今後は、実行委員会及び市民による自立したマラソン大会の開催を目指すこと及び行政による負担金のあり方を検討していくべきである。</p>	スポーツ振興課	措置済	<p>平城遷都1300年を記念に始まった奈良マラソンは、今年8回目を迎えます。認知度も高まっており、経済波及効果も高いことから、今後も継続していくべき事業と考えています。開催経費については、参加料と企業からの協賛金や補助金を活用していますが、まだ、行政の負担は必要であると考えます。</p> <p>そこで、負担金のあり方としては、当初決定した負担金額を継続するというやり方を見直し、決算状況、繰越金などを基に、不足金額を割り出し、実行委員会事務局及び関係機関と調整のうえ適正な行政の負担金の支出へとつなげていきます。その一歩として、平成29年度の負担金は、100万円減の2,400万円となりました。</p>	平成29年9月30日現在
44	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>7. スポーツ振興課</p> <p>(2) 奈良市体育協会運営事業補助金</p> <p>・補助金のあり方について 当協会が収受した補助金3,300千円は、職員1名の給与1,203千円及び協会内に本部を置く奈良市スポーツ少年団の特別会計へ拠出する1,000千円の前金となっている。 さらに、各種競技協会より1,330千円（38団体×35,000円）の加盟金を収受し、1,710千円（38団体×45,000円）を同じ各種協議会に育成費として交付している。 このような収支の外観上は、当協会を存続させるために補助金を交付しているように思われ、当協会に補助金を交付することの意義は乏しいと考える。市民の理解が得られるように効果が明確に示されない限り、廃止も含めて補助金のあり方を検討する必要がある。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	<p>奈良市体育協会は、日本のスポーツの統括団体の（公財）日本体育協会の構成団体である（公財）奈良県体育協会の加盟団体として、各種目・競技団体の取りまとめ、受託事業である県民体育大会選手派遣等を行っており、本市のスポーツ振興にとって重要な役割を担っており、必要不可欠な存在であると考えます。</p> <p>当団体は、本市のスポーツの統括団体であり、県体育協会の窓口としての機能を持つ事務局であるため、補助金の廃止は本市のスポーツ振興を妨げるものであり、不可能と考えます。</p>	平成29年9月30日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
47	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 人権政策課</p> <p>(1) 人権啓発事業</p> <p>・ 分担金等の役割の明確化について</p> <p>人権啓発に関して、4つの分担金等が交付されているが、分担金等の目的及び交付先の行っている人権啓発に関する事業が類似しており、個々の役割が明確となっていない。</p> <p>市民のすべてが公平に扱われ、尊重される社会の実現に関する活動は今後の市の発展のためにも重要なものであり、補助等を行うことが必要であることは理解できる。しかしながら、類似の活動を行う複数の団体に分担金等を交付することは、際限なく負担が必要となる可能性がある。</p> <p>財政状況が厳しい市においては、個々の分担金等の抛出の目的・範囲を明確とし、重複することがないように分担金等のあり方を見直すことを検討されたい。</p>	共生社会推進課	措置しない (見解の相違)	<p>人権啓発に関する、4つの交付先の行っている人権啓発に関する事業は主体が異なります。また類似の活動を行っているわけではありません。</p> <p>(ア) 「啓発連協」分担金 「啓発連協」につきましては昭和63年に、奈良県内各市町村で行政啓発に取り組み啓発活動推進本部の連合体として結成されました。 「啓発連協」が主に行う学習会や人権研修等につきましては、行政職員の人権意識や力量を高める機会として、県内全市町村職員を対象に実施されています。</p> <p>(イ) なら・ヒューマンフェスティバル分担金 なら・ヒューマンフェスティバルにつきましては、県内全市町村、奈良県、奈良地方法務局が共催し、県内福祉施設やNPO法人の協力の下、奈良県各地で開催する人権をテーマにしたフェスティバルです。</p> <p>(ウ) 奈良人権擁護委員協議会負担金 人権擁護委員協議会は、人権擁護委員法で定められた区域ごとに置かれた人権擁護委員の活動組織で、法務省の人権擁護機関のひとつです。 法務省及び法務局では、人権擁護委員が組織する人権擁護委員連合会及び人権擁護委員協議会と協力して、様々な人権擁護活動が行われています。</p> <p>(エ) 奈良市人権教育推進協議会運営補助金 奈良市人権教育推進協議会につきましては、地域住民のみならず各市区の実態に応じて人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる組織です。 (ア)、(イ)については、奈良県内の各市町村で構成されており、市町村ごとで人口割等により分担金額が決定されています。(ウ)については、県内9市町村で構成されており、負担金は人口割・人権擁護委員の人数割で算定されています。したがって、上記3つについては、分担金であり当市の判断だけで減額等の検討をすることは不可能です。 (エ)については団体の運営補助金であり、減額した場合は十分な運営ができなくなることも想定されます。また、他の県下市町村の人権教育推進協議会に対する補助金と比較しても組織の規模等から見ても過度な補助額とは言えないと考えております。</p>	令和3年4月1日現在
47	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 人権政策課</p> <p>(1) 人権啓発事業</p> <p>・ 効果測定指標について</p> <p>いずれの分担金等も、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先から活動実績の報告を受けているものの、人権啓発の研修やイベント等に参加した人数がどのようになっているかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど人権啓発に寄与したかが明らかとなっていない。</p> <p>研修やイベントの開催回数や、そこへの参加人数に関する目標を設定し、分担金等の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	人権政策課	措置済	<p>「啓発連協」分担金、なら・ヒューマンフェスティバル分担金及び奈良市人権教育推進協議会運営補助金については、人権教育・啓発は、指標化が困難な分野であり、行政活動の指標化が難しいのが現実ではありますが、平成30年度から人権研修・講演会・講座等におきまして参加者数及び参加者に対してアンケートを行い、満足度やその事業に対する肯定的な評価を指標とすることとしました。</p> <p>奈良人権擁護委員協議会負担金につきましても、令和2年度から活動効果を含む詳細な実績報告を受けた上で、適正に処理します。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
50	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>9. 男女共同参画課</p> <p>(1) 男女共同参画施策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果測定指標について <p>いずれの補助金も、具体的な効果測定指標が設けられていない。</p> <p>(ア) 奈良市地域婦人団体連絡協議会運営補助金の交付先である地婦連のような地域団体は、構成員の高齢化により次世代住民の参加が課題となっていることが多い。女性の地位向上のための補助金に意義を持たせるためには、毎年度の活動実績の報告を受けるのみではなく、活動の参加者数や新規に構成員となった者がどれほどいたかについても効果測定の対象とすることを検討すべきである。</p> <p>(イ) 奈良市女性ボランティア協会運営補助金及び(ウ) 奈良市国際女性交流協会運営補助金についても、活動実績の報告を受けるのみではなく、目標の参加人数等を効果測定指標として設定し、次年度以降の対処方針の策定や補助金額の決定の基礎とすることを検討すべきである。</p>	男女共同参画課	措置済	<p>地域社会の発展と女性の地位向上を目指し、活動している団体を支援することを目的として、地域婦人団体連絡協議会、女性ボランティア協会、国際女性交流協会に対して運営に要する経費の一部について補助金を交付しています。しかし、各団体において高齢化が進んでおり次世代を担う構成員の参加が課題となっています。</p> <p>このような状況において、交付している補助金に意義を持たせるため、また、今後の補助金額の決定の基礎とするために、平成29年度より、各団体のそれぞれの実施事業ごとに、効果測定指標となる参加者等の目標値を設定していただき、実績の報告を受けました。</p> <p>なお、この目標値と実績値を基に、補助金額の決定の基礎として平成31年度以降の補助金額に反映させていただきます。</p>	平成30年3月31日現在
52	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>10. 地域福祉課</p> <p>(1) 奈良市社会福祉協議会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果測定指標について <p>本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、福祉サービスの提供人数等がどのようになっているかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど本市の福祉施策に寄与したかが明らかとなっていない。</p> <p>公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。福祉サービスの提供人数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	福祉政策課	措置済	<p>客観的な視点から効果測定できる方法について検討しましたが、具体的な効果を示す数値的な指標を設定することは困難です。その代わりに奈良市地域福祉推進会議等で各種団体から意見をいただきました。</p>	令和元年9月1日現在
53	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>10. 地域福祉課</p> <p>(2) 民生委員活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果測定指標について <p>本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。</p> <p>上記に記載のとおり、具体的な補助金額は、委員数を基礎に算定される。また、現状では清算を前提としていないため、この算定方法であれば、委員が活動するほど資金が不足する一方、委員が活動しなければ資金が余ることになる。</p> <p>補助金額の算定において、過年度の活動規模及び活動内容を加味した算定方法に改めるべきである。また、定額の支給ではなく、実績報告に基づいて精算する方法について検討されたい。</p>	福祉政策課	措置しない (見解の相違)	<p>地域の状況や課題などの違いがあることから、その活動規模や内容で統一的な基準を設け、補助金を算定することは難しいものと考えます。また、国の交付税算定基礎額等を鑑み、会議や研修会の開催数及び研修内容等を把握したうえで、収支決算書に照らし検討した結果、本補助金が活動するうえでの必要最小限の金額を交付していることから、今後も定額の支給を実施してまいります。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
55	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>11. 保育所・幼稚園課</p> <p>(1) 奈良市私立幼稚園運営費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の算定方法の見直しについて <p>上記算定方法によれば、市内在住の園児数を一定とし、市外在住の園児数が増えれば増えるほど、園児数に応じた基礎額、及び教員数も同様に増加し、幼稚園に対する補助金額が増加することとなる。この結果、市外在住園児に対する補助金相当額が増加することになる。（補助金総額に、園児数に占める市外在住園児の比率を乗じて求められた金額を、市外在住園児に対する補助金相当額としている。）</p> <p>市内にある私立幼稚園15園のうち、平成27年度の実績額を参考に、幼稚園の園児数に占める市内在住の園児数が1番多い幼稚園（A幼稚園）と1番少ない幼稚園（B幼稚園）を比較すると以下ようになる。</p> <p>法人名 園児数 園児数 (市内) 教員数 補助金額 市外在住園児に対する補助金相当額 A幼稚園 168人 168人 10人 2,184,000円 0円 B幼稚園 135人 51人 9人 1,104,500円 687,244円</p> <p>以上のとおり、市外在住園児に対する補助金相当額が、A幼稚園では0円であるのに対し、B幼稚園では687,244円となっており、他市の園児の教育に本市の財源が活用されていることになる。</p> <p>市には、有名な私立学校があり、そのような学校法人は財政的に比較的潤沢な傾向にあるにもかかわらず、市外在住の生徒数が増えれば増えるほど、市外在住園児に対する市の補助金額が増えていくという算定方法となっている。</p> <p>市内にある幼稚園を補助するという趣旨から始まったものであるにしても、市の財政が逼迫している現下において、広く市外からも園児を集める財政潤沢な幼稚園を補助するよりも、財政に困窮している幼稚園や、市内在住の園児割合が高い幼稚園へ、より傾斜した配分を検討することが必要である。</p>	保育所・幼稚園課 (教育総務課)	措置済	<p>本補助金は、市内私立幼稚園に対して、教育条件の向上及び通園する幼児に係る就園上の経済的負担の軽減を図り、幼稚園運営の健全性を高めることによって、園の健全な発展に資することを目的としています。</p> <p>市内在住の園児割合が多い園に対して、より傾斜した配分にすることで効果的に補助を行い、市内在住の園児に対する教育に財源が活用できるよう、奈良市私立幼稚園運営費補助金交付要綱を改正し、令和元年度から基礎額の総園児数を市内在住の園児の数とすることとしました。</p>	令和元年9月1日現在
56	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>11. 保育所・幼稚園課</p> <p>(1) 奈良市私立幼稚園運営費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に関する使途の確認について <p>幼稚園から決算書を入手しているが、支出に関する証拠書類を確認していない。</p> <p>本補助金の補助対象経費は、人件費経費及び幼稚園の管理運営に関する経費とされていることから、市からの補助金がどの使途に使われたのかを具体的に確認するのが困難である。</p> <p>しかし、市は決算書をもとに、具体的な証拠書類等を確認することで、無駄な支出がなかったかどうかを確認することは可能である。確認にあたっては、私学振興助成法による公認会計士又は監査法人の監査報告書の提出を求め、決算書の適正性を確認した上で、勘定科目の明細やその具体的な証拠書類等を確認するなどの方法が考えられる。</p>	保育所・幼稚園課 (教育総務課)	措置済	<p>平成29年度から、補助金の使途を確認するため、決算書に加えて、その決算書の適正性を証する私学振興助成法に基づく監査報告書の提出を求めました。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
58	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 12. 子ども育成課 (1) 奈良市民間児童館活動事業費補助金 ・平城児童センターの今後の運営方針について 平城児童センターの収支状況は以下のとおりである。 (表省略) 平城児童センターの利用実績は、減少傾向にあり、施設自体の運営は厳しい状況にある。市の財政状況も厳しい状況の中で、施設の必要性及び事業自体の継続廃止等を含めて、今後、平城児童センターの運営をどのように見直すのか、市が主体となって社会福祉法人と検討していく必要がある。 施設運営のための補助金交付を継続するのであれば、現状、その負担関係が曖昧となっている大規模修繕に掛かる費用について、負担関係を整理し要項を見直す必要がある。今後の市の負担を削減するためにも、自立的経営が見込めるよう指導を行っていく必要がある。</p>	子ども育成課	措置済	<p>平城児童センターは、奈良県唯一の民間児童センターであるとともに、奈良市には数少ないキャンプ場等の野外施設が設置され、自然を生かした遊びを通じて都会ではできない社会体験やボランティア活動を行う等、「子どもの居場所づくり」や「児童の健全育成」を促進することで、市の子育て支援の推進に大いに貢献しています。その安定した運営を図るには市の支援が必要であり、今後も法人に対して補助金を交付する方針です。 なお、平成19年度から本補助金を交付していますが、当初から交付額を100万円程度削減し、令和元年度は市の財政状況とセンターの運営状況を考慮し、さらに50万円の削減を行っています。 また、大規模修繕に係る費用については、市と法人との負担関係を明確にするため、平成31年4月1日付で奈良市民間児童館活動事業費補助金要項の改正を行い、施設の軽微な修繕等に限り補助金の対象とする旨を明記しました。 今後の市の負担を削減するため、令和4年度までに、運営法人が自立的経営を行えるよう指導する見込みです。</p>	令和元年9月1日現在
59	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 12. 子ども育成課 (1) 奈良市民間児童館活動事業費補助金 ・効果測定指標について 本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。 公金を原資としている以上、助成金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。サークル活動やキャンプ利用者数に関する目標を設定し、助成金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	子ども育成課	措置済	<p>平成29年度に平城児童センターの主催事業の活動件数と平城児童センターの利用者数について、目標値を設定し、助成金の効果測定方法に用いることとしました。</p>	平成30年3月31日現在
60	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 12. 子ども育成課 (2) 奈良市子育てサークル運営補助金 ・効果測定指標について 本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。 補助金事業の目的が、少子化対策に加え、経済的に脆弱な子育てサークルを支援することによって、子育て親子の居場所や交流の場を確保し、1人でも多くの子育ての孤立感や不安感の解消を図ることであることからして、会員数やイベント参加者数等による目標値設定は必ずしも適切とは言えない。 サークルの会員に対しアンケートを実施する、あるいはイベント外の相談対応や支援活動に係る主催者側からの報告を受ける等により、会員の満足度、会員の声を集計、分析することを、効果測定として実践されることから始められたい。</p>	子ども育成課	措置済	<p>平成29年度から、「満足度調査」としてサークルの会員に対するアンケートを実施し、その結果を集計・分析したものを効果測定指標とすることとしました。 各子育てサークルに対し、平成29年度の事業終了時に会員へのアンケートを実施し、その結果を事業報告書とともに提出するように依頼し、提出を受けました。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
62	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 13. 子育て相談課 (1) 奈良県家庭相談員連絡協議会負担金 ・会費の支払に対する効果について 協議会の事業が、協議会を開催し家庭相談員相互の連絡並びに情報交換、また、研修会等への出席による相談・指導技術の向上により、児童福祉の増進に資することからすれば、「奈良県家庭相談員連絡協議会負担金」の支出による効果は、協議会が主催する研修会に参加してはじめて得られるものであると考える。 また、近年、地域を跨いで支援を必要とするケースも多く発生していることから、地域を越えた連携、相談員同士の信頼関係の構築という観点からすれば、ますます研修会に参加することの重要性が増している。 しかし、市の相談員は、勤務形態や日々の業務の関係から、研修会への参加が乏しくなっているのが実態である。 当該負担金は、奈良県家庭相談員連絡協議会に対する会費であり、近年の研修会の重要性を鑑みれば、支払った会費に対する最大限の効果を享受すべく、相談員が研修会に出席できるよう、市は相談員の業務に配慮すべきである。 さらに、研修が家庭相談員の相談・指導技術向上の場であること、また、研修会への参加人数が会員の半分以上となっている実態からすれば、市は会費を負担するだけでなく、奈良県家庭相談員連絡協議会が実施する研修内容について、より相談・指導技術の向上が見込めるような研修が実施されるよう、市として積極的に奈良県家庭相談員連絡協議会に働きかけていくべきである。</p>	子育て相談課	措置済	<p>平成29年4月から相談員の勤続年数や相談・指導技術のスキル・勤務形態並びに日々の業務を考慮しながら、研修参加者が偏らないよう調整、研修テーマに応じた相談員の派遣を行い、総会に1名、研修会に3名出席しました。 また、監査後、速やかに奈良県家庭相談員連絡協議会に相談員の相談・指導技術の向上充実に向けた効率的な研修計画を策定するよう依頼しました。 なお、平成30年度の予算編成において負担金がより適切な額になるよう減額の見直しを行いました。</p>	平成29年9月30日現在
67	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 15. リサイクル推進課 (1) 生ごみ処理機器購入助成金 ・生ごみ処理機器普及の目標設定について 生ごみの削減を主たる目的として、当助成金制度を導入し、継続してきたところである。しかし、これまでどのような成果を上げてきたかが検証されておらず、交付件数等の目標も定められていない。 成果の検証を行わず、また、今年度に達成すべき助成件数や生ごみ削減量等が定められていないにも係らず、毎年予算が編成されていることは、市の財政状況からすれば、不合理であると言わざるを得ない。 さらに、本助成金交付に関する事務は、リサイクル資源の収集を主たる業務としているリサイクル推進課が担当しているが、生ごみの削減により市の環境をどのように保護しているかを検討している部署で所管することを検討することが望ましいと考える。 これまでの効果の検証を行い、その結果をもって、助成金制度を縮小・廃止するか等の検討を行われたい。</p>	廃棄物対策課	措置済	<p>当該業務は平成31年4月1日よりごみ減量施策の企画・推進等の事務を行う、廃棄物対策課へ所管替えとなりました。 現在奈良市では燃やせるごみの減量目標を定めており、その達成に向け生ごみ処理機購入費の助成要綱の改正やダンボールコンポストを用いたごみ減量モニター事業を行うなど、制度利用の拡大を推進しています。 なお、ごみ減量モニター事業参加者によるダンボールコンポストの実践では、3か月間で1世帯平均24kgの生ごみ減量を達成することができました。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
74	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 16. 土地改良清美事務所 (1) 廃棄物最終処理施設整備事業 ・助成金のあり方について 南部土地改良清美事業は、谷間の民有地を廃棄物の処分場として利用するとともに、廃棄物による埋め立て完了後に農地として地域に還元することを目的としており、事業の計画当時に農業基盤整備の拡大を求めていた米谷町との合意のもとに着手された経緯がある。 しかしながら、近年の米谷町の農業従事者は少なく、人口減少及び高齢化が進んでいる状況にあり、事業開始時の目的と現状が乖離している。 (表省略) 一方、現状の環境清美工場のごみ焼却設備の老朽化に伴い、クリーンセンターの整備が進められているところであるが、同センターにおいて最新の焼却設備が導入されると、焼却灰の発生が削減されることとなり、処分場の埋立が完了するまでにはさらなる期間を要することとなる。また、ごみの分別収集が定着してきたことも、処分場へのごみ搬入量が削減され、埋立完了までに期間を要することになる要因の一つとなると考える。 市は、厳しい財政状況の下、地元地権者に対して、年間約8,400万円の処分場賃借料の支払いに加え、3つの助成金等として平成27年度までに7億6,280万円という多額の助成等を行ってきたが、埋立完了まで長期間を要することから、現状のままでは、今後も多額の資金を要することとなる。 南部土地改良清美事業の当初の目的と米谷町の人口減少・高齢化という現状が乖離していること、地元による助成金等の使途が客観的には適切かどうか判断しかねるものがあること、また、市の財政状況が厳しい状況にあることを鑑みれば、助成等の方法や金額を見直す、負担金交付の期限を設ける等、広く市民の理解が得られるよう今後の対応方針について説明されたい。</p>	土地改良清美事務所	措置済	<p>一般廃棄物最終処分場は、一般の公共施設とは異なり、清掃施設・火葬場等いわゆる迷惑施設とされている生活関連施設として地元住民の理解と協力が不可欠であり、特別な財政上の配慮が必要です。 また、平成29年度の第2工区（東谷地区）整備工事の完了で今後40年以上は埋立可能であると考えられることから、事業継続のためには助成金は必要ですが、現在の経済・財政状況等から助成の方法、金額等本処分場の必要性を含めて今後の方針を検討しています。</p>	令和3年4月1日現在
76	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 17. 観光戦略課 (1) アジア太平洋交流センター運営補助金 ・効果測定指標について 本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、奈良の新たな国際観光交流の活性化、国際的プレゼンスの向上に寄与したかが明らかとなっていない。 公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。MICE（注）の誘致件数や参加人数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。 注 MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことである。（出展：観光庁HP）</p>	観光戦略課	措置済	<p>令和2年度予算要求の「補助金及び交付金見直し調書」において、効果測定の活動指標として「国際コンベンション開催実績」を設定しました。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
77	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>17. 観光戦略課</p> <p>(2)日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定指標について <p>本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。公認講師全国大会への参加者数、宿泊数等の目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	観光戦略課	措置済	<p>絵手紙という媒体を通して全国に奈良市をPRでき、奈良への来訪者、宿泊者数増加が期待できるため、平成29年度行政評価表の活動指標を「日本絵手紙協会公認講師全国大会参加者奈良市宿泊数」、成果指標を観光入込客数とすることで、補助金の効果測定指標と致しました。</p> <p>また、平成30年度の「補助金及び交付金見直し調書」の活動指標を「当イベント参加者数」とすることで、補助金の効果測定指標と致しました。</p>	平成30年3月31日現在
80	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(1)公益社団法人奈良市観光協会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局人件費について <p>奈良市観光協会の平成27年度の決算の概要は下記のとおりとなっている。 (表省略)</p> <p>奈良市観光協会は、伝統芸能補助事業、春日大社式年造替事業等、様々な事業を実施している。そのなかに、補助対象事業（決算額82,335千円）と補助対象外の事業（決算額109,781千円、市からの受託事業等）がある。</p> <p>同協会からの決算書によると、各事業に携わっている事務局職員の人件費が管理費（事務局人件費）56,374千円と一括されており、その全額が補助対象経費として本市に報告されている。そして、当該補助対象経費のうち40,000千円（当初予算額で人件費に相当するもの。）が実際に人件費に相当する補助金として交付されている。</p> <p>事業費と同様に、事務局人件費も各事務局職員それぞれが担当する業務の割合に応じて各事業にまずは配分するべきであり、事務局人件費の全額を補助対象経費の対象とするのは妥当ではない。</p> <p>現行では、事務局の正職員の人件費について、その4分の3を市からの補助金、残り4分の1を自主財源で賄うこととしている。これは、奈良市観光協会に対して事務局人件費の4分の3を補助するとした取り決めを踏襲しているためである。しかし、4分の3という按分比率を機械的に継続するのは適切でない。</p> <p>奈良市観光協会の団体運営についてどこまで財政的自立を促すのかという中長期的な視点を勘案して、補助すべき範囲について見直しを行う必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	<p>事務局人件費の補助に関し、市と観光協会との負担割合を定めた覚書については、平成30年3月31日をもって終了しました。</p> <p>なお、同補助金は団体運営補助としての性質を持つこともあり、今後は協会全体の財政状況や市の予算編成方針等を考慮し、必要に応じた人件費補助を行います。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
81	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(1) 公益社団法人奈良市観光協会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定指標について <p>本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、観光情報の提供人数、宣伝回数やイベント等に参加した人数がどのようになっているかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど本市の観光振興に寄与したかが明らかとなっていない。</p> <p>公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。観光情報の提供人数、宣伝回数やイベント等に参加した人数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	観光戦略課	措置済	補助金を活用した実施事業について、事業毎にKPI（重要業績評価指標）を作成しました。本市と共有し、進捗管理、効果測定方法としています。	令和3年4月1日現在
83	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(2) 柳生観光協会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の確保について <p>当団体は、観光団体であることから、観光資源を活用することにより自主財源を獲得することが可能である。現状では、料金収入を得ることができる旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡、柳生観光駐車場については、利用料金制でない指定管理事業であるため、自主財源の確保をすることができない。そのため、指定管理事業について利用料金制を検討すること、指定管理事業以外の観光資源を用いることや、柳生ブランドを活用したイベントを実施することにより収益性を高める努力をしていくべきである。今後、自主財源を確保していき、補助金を減額できるよう検討していくことが必要である。</p>	観光戦略課	措置済	<p>自主財源の確保の重要性については団体と認識を共有しており、実現可能な手法の提案等を行いながら引き続き検討しますが、財源確保に当たって収益事業を展開する上で、体制やスタッフ構成、財政面等で、解決しなければならない課題があり、収益拡大を性急に求めていく事は困難であると考えます。</p> <p>なお、収益拡大は困難でも支出の抑制で補助金を減額する方法もあり、人件費の支出抑制により令和元年度から補助金を減額しました。</p>	令和元年9月1日現在
84	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(2) 柳生観光協会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定指標について <p>本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。</p> <p>観光客数、観光情報の提供人数及びイベントに参加した人数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	観光戦略課	措置済	平成30年度から予算要求資料に補助金及び交付金見直し調査を提出しており、成果指標等の設定及び効果測定をしています。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
85	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(3) 大仏蛭保護事業補助金</p> <p>・効果測定指標について</p> <p>大仏蛭を守る会は、自然保護の観点から、継続的に蛭の幼虫の放流や、蛭の餌であるカワナを放流するといった活動を行っている。</p> <p>蛭のふ化等により、地域住民が協力して環境改善に取り組むこと、自然愛護の精神を高揚すること及び里で見られる貴重な蛭の鑑賞を楽しんでもらうことを補助目的としているが、観光振興課では、大仏蛭の生息数を増加させることは容易ではないとのことで、補助金の交付によりどれほどの効果が発現したかの確認を行っていない。現状からすれば、補助を行うこと自体が目的とされていると捉えられかねない。</p> <p>補助金を交付している以上、それに見合う効果を数値的に示すことも必要である。補助目的の達成度合いが測定できるよう、蛭の生息数、水質の改善状況や蛭鑑賞者数等を効果測定指標として設定することを検討されたい。</p>	観光戦略課	措置済	平成30年度から予算要求資料に補助金及び交付金見直し調書を提出しており、成果指標等の設定及び効果測定をしています。	令和3年4月1日現在
87	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(4) 月ヶ瀬観光協会補助金</p> <p>・効果測定指標について</p> <p>本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。</p> <p>観光客数、観光情報の提供人数、宣伝回数やイベント等に参加した人数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	観光戦略課	措置済	平成30年度から予算要求資料に補助金及び交付金見直し調書を提出しており、成果指標等の設定及び効果測定をしています。	令和3年4月1日現在
89	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(5) なら・観光ボランティアガイドの会補助金</p> <p>・効果測定指標について</p> <p>本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。</p> <p>ガイドとして参加した人数・回数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	観光戦略課	措置済	平成30年度から予算要求資料に補助金及び交付金見直し調書を提出しており、成果指標等の設定及び効果測定をしています。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
92	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>19. 商工労政課</p> <p>(1)公益財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサポートセンターの運営について <p>ライフサポートセンターを利用する相談者数は、平成27年度は年間367名と、1日平均1.5人程度にとどまっている。当センターの運営時間は土日を除く平日の午前10時～午後5時となっており、平日の昼間に勤務する一般的な勤労者は、当センターを利用する機会を持つことが困難な場合もあると考えられる。</p> <p>当補助金の目的が、勤労者をはじめとした多くの市民が、安心して暮らせる地域社会づくりへの貢献にある以上、当センターは利用者の利便性を考慮した運営を行う必要がある。</p> <p>土曜日や日曜日、または午後5時以降に運営を行うことや、相談に予約制を導入することなど、利用者の利便性を考慮した柔軟な運営方法を検討することを当協議会に求められたい。</p>	産業振興課	措置済	<p>公益財団法人奈良県労働者福祉協議会と協議し、土日祝日又は午後5時以降の窓口開設や予約制の導入等を提案し、ライフサポートセンターが更なる利用者の利便性を考慮した運営が行われるよう求めました。</p> <p>運営方法を変更するためには、資金と労力が必要となることから、すぐに変更することは困難ですが、継続して検討するよう求めました。</p>	平成29年9月30日現在
92	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>19. 商工労政課</p> <p>(1)公益財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定指標について <p>当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。特にライフサポートセンター奈良の相談件数は発足当初から1年間の相談件数は約700件あったものの、近年は350件程度と減少傾向にある。</p> <p>公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、相談件数や相談者の満足度などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討するべきである。</p>	産業政策課	措置済	<p>補助金の効果を測定するため、「ライフサポートセンターの相談件数」を効果測定指標として、平成29年度に目標設定しました。</p>	平成30年3月31日現在
94	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>19. 商工労政課</p> <p>(2)奈良市シルバー人材センター運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定指標について <p>当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。</p> <p>公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、会員数や就業者数などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討するべきである。</p>	産業政策課	措置済	<p>補助金の効果を測定するため、「シルバー人材センター会員の就業率」を効果測定指標とし、平成29年度分に目標設定しました。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
97	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 19. 商工労政課 (3) 中小企業振興補助金 ・効果測定指標について 当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。 公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、商店街の集客数やイベントの参加者数などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討するべきである。</p>	産業政策課	措置済	当補助金の効果を測定するため、「中心市街地の通行量」を具体的な効果測定指標として、平成29年度に目標設定しました。	平成30年3月31日現在
98	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 19. 商工労政課 (4) 一般社団法人奈良市商店街振興会事業補助金 ・他団体への再補助について 当振興会は地域密着化事業として、市から交付された補助金の一部を再補助という形で、各地域の商店街振興組合等に合計1,445千円交付しているが、市は再補助先である団体の補助金の使途が確認できる証憑を入手しておらず、市の補助金が再補助先で適切に使用されたことを十分に確認していない。 確かに権限関係において、市は再補助先に対する直接の調査権を有しておらず、市の監査権も再補助先には及ばない。しかし、補助金の適正執行という実質を重視するならば、市は再補助先である団体の補助金の使途が確認できる証憑を当振興会より入手し、再補助先での補助金の使途が当補助金の交付要領に反していないことを確認するべきであり、それが難しいのであれば、市から直接再補助先の団体に補助金を交付するべきである。</p>	産業振興課	措置済	市から一般財団法人奈良市商店街振興会に交付した補助金の一部が、同振興会加盟商店街が実施するイベントに要する費用に対し再補助という形で交付されていましたが、平成28年度の額の確定からは加盟商店街への再補助に要する経費については、市からの補助金の対象としないこととしました。	平成29年9月30日現在
99	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 19. 商工労政課 (4) 一般社団法人奈良市商店街振興会事業補助金 ・効果測定指標について 当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。 公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、商店街の集客数やイベントの参加者数などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討するべきである。</p>	産業政策課	措置済	補助金の効果を測定するため、『「ならまち演芸」来場者数』を具体的な効果測定指標として、平成29年度に目標設定しました。	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
101	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 20. 農林課 (1) 奈良市水田農業構造改革対策推進補助金 ・補助金交付要綱の記載について 当補助金の要綱によれば、補助対象経費には「食糧費等」が含まれる。また、実績報告書を確認したところ、実際に食料費等として補助金を使用したとの報告がなされていた。 これについて市に説明を求めたところ、実際に提供されているのはお茶であるとの回答を得たが、現状の要綱には食料費等がお茶に限られる旨の記載はなく、食事を含めた飲食の提供も可能な内容となっている。要綱の記載を改め、食料費を含まない内容とするのが望ましいと考えられる。</p>	農政課	措置済	平成29年11月に補助対象経費から「食糧費等」を除く、奈良市水田農業構造改革対策推進補助金の交付及び執行に関する要領の改正を行いました。	平成30年3月31日現在
102	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 20. 農林課 (1) 奈良市水田農業構造改革対策推進補助金 ・効果測定指標について 当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、農家の指導調整や米の数量調整にどのように寄与したかが明らかとなっていない。 公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要であり、具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定指標とすることを検討するべきである。</p>	農政課	措置済	国の基準に基づき県で定めた米生産数量目標の達成に向けて、平成29年度に市では生産調整面積の目標を設定しました。水田の適正かつ有効活用に向けた取組みを行った結果、目標を達成し、米の生産調整面積の実施状況は良好傾向にある成果が見られました。	平成30年3月31日現在
105	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 20. 農林課 (2) 鹿害防止対策事業補助金 ・効果測定指標について 当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられておらず、当該補助金の拠出が鹿害の防止及び農業者の営農・生産意欲の向上にどのように効果を及ぼしているかが明らかとなっていない。 公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、鹿害の件数や被害量等具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定指標とすることを検討するべきである。</p>	農政課	措置しない (対応不可 能)	<p>奈良の鹿は昭和32年に地域を定めずに指定された天然記念物であります。昭和54年及び昭和56年には農業被害をめぐる裁判が起き、その和解条項として文化庁から示されたのが、鹿の生息区域を奈良公園から近い順にABCDの4区域に分け、保護管理を行う指導基準でした。平成29年4月に奈良県が策定した「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」において、管理地区D地区における捕獲基準が定められたことから、これまで曖昧であった保護すべき範囲が明確になり、ABC地区は保護地区、D地区は管理地区（捕獲可能）という線引きがされました。鹿害防止対策事業補助金はC地区の農家について防護柵の設置費用を組合単位で支給する補助金であり、C地区が保護地区である以上、防護柵は営農と鹿保護の両立において必須であることから、防護柵の設置に対する補助は地元農家からの強い要望もあり、農家の営農意欲の低下を避けるために必要な補助金であるといえます。</p> <p>しかし、効果測定指標に関しては、保護すべきC地区での個体数は愛護会が行う生態調査や被害地（図上）調査による結果からも増加・拡大傾向にあり、対策を講じた周辺での効果はあるものの、対象範囲が広く地形等の要因に加え、その他の有害鳥獣（イノシシ、アライグマ等）による被害の分別が困難なことから、この補助金に関する定量的な指標を定めるのは困難であると考えます。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
108	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>21. 予防課</p> <p>(1) 奈良市女性防災クラブ等活動助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の算定方法の見直しについて <p>上記に記載のとおり、具体的な助成額は、クラブ会員数を基礎に算定される。また、助成金は、精算されるものでないため、この算定方法であれば、クラブ員が活動すればするほど活動資金が不足する一方、クラブ員が活動しなければ資金が余ることになる。</p> <p>助成金額の算定において、過年度の活動規模及び活動内容を加味した算定方法に改めるべきである。また、定額ではなく、実績報告に基づいて精算する方法について検討されたい。</p>	消防局 予防課	措置済	奈良市女性防災クラブ等活動助成金については、各クラブからの実績報告を受け、精算し、残金がある場合には返還させていません。	令和3年4月1日現在
108	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>21. 予防課</p> <p>(1) 奈良市女性防災クラブ等活動助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の活動との統合について <p>自治会は、よりよい地域社会になるよう、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに助け合い、支え合ったり、親睦を深めたりする活動を行っている任意の団体であり、会員の自由な意思により結成され、会員の会費等の収入で自主的に運営されている。</p> <p>市には約1,100の自治会が組織され、一部を除き、概ね小学校区ごとに組織された49の地区自治連合会に所属している。市では、地区自治連合会を中心に結成された自主防災・防犯組織に対し、その活動に関する事業に要する経費の一部について「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金」を交付している。</p> <p>自主防災・防犯組織の活動は、団体の組織体制の充実、地域の防火・防災啓発及び広報、火災予防運動及び防災訓練等への実施・参加、防災に関する情報交換等、多くの部分で女性防災クラブ等の活動と共通する。</p> <p>女性防災クラブ等のクラブ員が各地域の自治会の会員であることからすれば、地区ごとの自主防災・防犯組織が実施する自主防災活動に対する交付金と女性防災クラブ等の活動としての助成金を分けて交付することに合理性がなく、また、市民感覚からすれば、過大に助成金が交付されているように捉えかねない。</p> <p>市の財政状況を勘案し、女性防災クラブ等の活動に関する助成金を自主防災・防犯組織に対する交付金と統合して交付することを検討すべきである。</p>	消防局 予防課	措置しない (見解の相違)	<p>自主防災防犯協議会は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織であり、主に自治会等で設置・運営されています。自主的な活動計画に基づき、防災講話、防災訓練、資機材の購入、防災士の育成、独自のハザードマップ作成等の活動を実施しています。</p> <p>それに対し、女性防災クラブは、地域住民への防火・防災意識の啓発などの防災活動及び家庭から生ずる火災の予防を目的に結成されています。</p> <p>活動内容は、住宅用火災警報器の普及・点検のためのひとり暮らしの高齢者宅への訪問、各地区家庭への火災予防啓発チラシの配布、春秋の火災予防運動、幼稚園等で紙芝居の上演などの火災予防啓発活動や防災訓練です。このように、女性防災クラブの役割は重要なものであり、また自主防災・防犯組織とは活動内容及び役割も異なっているため、助成金の統合は難しいものと考えます。</p>	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
108	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>21. 予防課</p> <p>(1) 奈良市女性防災クラブ等活動助成金</p> <p>・効果測定指標について</p> <p>本助成金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、市としてどの程度の活動を目標とするかを示した上で、その実績を対比しないと、補助金の効果が明確にならない。</p> <p>公金を原資としている以上、助成金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。世代交代による地域活性化を図るため、新規にクラブ会員となった人数や各種催しの開催数、参加人数等に参加した人数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。</p>	消防局 予防課	措置済	<p>平成29年度より下記の事業目標を設定しました。</p> <p>(1) 地域活性化を図るため女性防災クラブ員の人材育成に努めること。</p> <p>(2) 地域の防火・防災啓発行事を年間に1回以上計画、主催すること。</p> <p>(3) クラブ員は、火災予防、防災行事等に積極的に参加すること。</p> <p>(4) 防災機関等が開催する研修会等に積極的に参加すること。</p> <p>(5) 主催行事はクラブ員の過半数以上の参加に努めること。</p> <p>また、「奈良市女性防災クラブ等活動助成金マニュアル」平成29年度改定により、各クラブで視察研修実施の際、補助金からの支出額にあつては、各クラブに交付された補助金の4割以内と定めました。</p> <p>平成28年度補助事業完了報告時より引き続き「事業報告書」、全クラブ員個々の「クラブ員活動報告書」、「活動写真」等での実績確認及び平成29年度より設定した上記事業目標及び規定の実績確認を行い、1クラブにおいて一部のクラブ員の活動実績が確認できなかったため返納措置を実施しました。</p> <p>なお、平成30年度より事業目標の達成度を明確に評価するための報告書様式の作成を検討しています。</p>	平成30年3月31日現在